

京都大学	博士（経済学）	氏名	貫 龍太
論文題目	エドモンド・バークの2つの政治哲学—『フランス革命の省察』を中心とするコンテクスト主義的分析—		
<p>(論文内容の要旨)</p> <p>本稿の目的は、18世紀ブリテンの思想家・政治家エドモンド・バークが「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」という2つの政治哲学を、「熱狂」批判と「専制」批判というそれぞれの目的に応じて規則的に併用したことを明らかにすることである。この目的を達成するために、本稿ではバークの原著『フランス革命の省察』を中心とするフランス革命初期のテキストを、コンテクスト主義の立場から分析する。</p> <p>序章では、19世紀後期以降のバーク思想研究史の整理を通じて、バーク思想が実践的保守主義と道徳的保守主義の2通りに解釈されてきたこと、及び近年の研究が新知見を踏まえてこの論争に応答していないことを指摘する。その上で本稿では、バークが直面した具体的かつ重層的な論敵や状況に関する彼の認識を再構成しつつバーク思想を分析することでこの論争に応答することを示すとともに、本稿の構成を提示する。</p> <p>第I部では、R・プライスに代表される18世紀末イングランド急進主義の熱狂に対抗して提唱される、バークの「科学としての政治哲学」を析出する。</p> <p>第1章では、バークの名誉革命論が、プライスの名誉革命論とフランス革命の両面批判であることを明らかにする。バークはプライスの名誉革命論を批判するために、政治秩序の安定と臣民の自由と安全の保障のためにジェイムズ2世を追放しウィリアム3世の即位を承認した議会の合理的判断を称賛した。一方でバークはフランス革命を批判するために、イングランドの政治・社会秩序の維持を名誉革命の指導者に動機づけた道徳的義務、社会秩序への信念、祖国の父祖への責任意識を強調した。</p> <p>第2章では、熱狂の概念史を整理したうえで、バークのプライス批判をより詳細に検討する。「人間の権利」を含む真理の普及を不可逆的傾向とみなす啓蒙の歴史観に支えられたプライスの政治的主張を、バークは千年王国主義的キリスト教信仰に由来する熱狂に根差した思想としてその政治的危険性を批判し、統治の安定を前提に臣民の具体的利益を経験に基づいて実現する政治的思考様式を提唱した。</p> <p>第II部では、フランス革命が帰結するとされる専制に対抗して提唱される、バークの「道徳哲学としての政治哲学」を析出する。</p> <p>第3章では、専制の概念史を整理したうえで、フランス君主政の崩壊に関するバークの分析を考察する。バークによれば、全国三部会選挙における自由主義貴族の選挙工作によって「名誉の原理」が、宮廷政府の「革新の精神」への寛容とパリ高等法院の古来の国制への拘泥によって「相続の理念」が、ともに発揮されなかったことで第三身分愛国派の利己的な要求に国王が譲歩し、「専制的民主政」としての一院制の国民議会の成立に帰結した。</p> <p>第4章では、文人と貨幣利害の同盟に注目してフランス革命のイデオロギーを析出するバークの分析を考察する。バークによれば、無神論的文人と土地利害に敵対的な貨幣利害は、権力獲得の手段として「人間の権利」を採用したに過ぎず、彼らの思想は公共の利益を口実に民衆の自由、生命、財産の恣意的な処分を正当化する「近代の哲学」であった。文人と貨幣利害は、ヴェルサイユ行進によって権力を掌握した国民議会左派を介して実権を握った。バークは「近代の哲</p>			

学」がもたらす専制に対抗して、階層的な社会秩序における名誉心を重視する政治を支えるヨーロッパの古来の習俗を擁護した。

第5章では、バークのアングリカン信仰論を分析する。アングリカン信仰は、教会の「宗教の導き」と「宗教の慰め」という役割に対応して、一方では、個人の社会的役割の遂行を来世における救済の条件の喪失への恐怖から動機づけ、他方では、国家を通じた個人の自然の改善を救済への期待から動機づける。バークはこれらの2原理からなるアングリカン信仰を、自然的秩序を安定化させ改善を促進する道徳的原理として位置づけた。

第Ⅲ部では、1790年代アイルランドのカトリック選挙権問題に介入したバークが、「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」を併用したことを示す。

第6章では、アイルランド庶民院議員サー・ハーキュリズ・ラングリッシュに対するバークの説得を分析する。バークによれば、カトリック教徒の選挙権回復は、「人間の権利」を説くユナイテッド・アイリッシュメンへのカトリック教徒の接近を阻止するとともに、アイルランドの教会と国家のあり方を定める基本法に抵触せず、アングロ・アイリッシュによるアイルランド立法権独立要求に対する1782年のブリテン政府の宥和的な譲歩を模範とする。これらを論拠として、バークはカトリック教徒の選挙権回復が合理的な政治判断であることを強調した。

第7章では、バークが息子リチャードに対して打ち明けた、プロテスタント議員に対する道徳的観点からの批判的認識を分析する。カトリック教徒が選挙権を奪われていることに起因して、利益共同体意識に基づくパトリオティズムをプロテスタント議員が欠くことをバークは批判しつつ、アイルランドの政治的自律回復の歴史をパトリオティズムの源泉として再構築した。

終章では、本稿の議論を総括したうえで、バークによる「科学としての政治哲学」と「道徳哲学としての政治哲学」の規則的併用を明らかにした本稿の解釈が先行研究に対して有する優位性と、本稿の議論を踏まえて期待される今後の展望が示される。

(論文審査の結果の要旨)

本論文は、エドモンド・バークの思想が持つ二つの思考様式（政治における合目的な基準と価値判断に関する基準）を峻別しつつ、両者の適用の規則性を析出しようと試みる意欲的な研究である。特筆すべき学術的貢献は、以下の二点である。

第一に、従来の思想史研究において強い関心を集めることが少なかったバークのフランス革命理解や社会変化への認識、そしてその論敵や対抗テキストを、さらに明確に把握すると同時に、より精緻に分析することに成功している点である。特に、第Ⅰ部と第Ⅱ部での分析は、バークの重要文献を緻密かつ丁寧に検討した結果に基づいて、上述のバーク思想の二側面の規則的適用を説得的に析出している。世界的に見ても、2000年代前後以降のバーク像の刷新を担った研究の多くは、新資料や手稿を掘り起こす伝記的手法のものが多かった。そのため、テキスト分析の深化によってバーク思想の深淵に踏み込もうとする本論文の姿勢と得られた知見は、現在の研究動向を補完すると同時にさらなる展開をもたらすという点で、バーク研究に大きな貢献をなすと考えられる。

第二に、バークのアイデンティティ意識にも深く関連する、連合王国イギリスにおけるアイルランド問題に関するバークの認識（特に後期のそれ）に関して、その複雑な議論を丁寧に腑分けして分析することにより、バークの複層的なアイルランド認識の様相を明確化した点である。特に、第Ⅲ部での分析は、連合王国イギリスと、パトリアとしてのアイルランドとの重層的な関係を、政治と宗教の制度的理解や歴史叙述の観点から詳細に議論している。このことによって、アイルランドのカトリック問題へのバークの提言からもまた、バーク思想の二側面の規則的適用を析出しうること、そしてフランス革命という同時代の大事件がもたらした言説状況において高度な戦略性を有していたことを明確に提示している。

他方で、残された課題として以下の二点を挙げるができる。

第一に、本論文の議論と結論を支えるテキスト分析は周到かつ十分なものであるものの、分析素材とされたバークの文献が、近年のバーク研究の標準に照らすと、やや限定的であるとも言い得る。本論文の主張をさらに広範なテキスト分析に基づいて展開することによって、その説得性をさらに高めることができるであろう。

第二に、思想史の方法論に関わる本論文での主張（特に、本論文がコンテクスト主義と自己規定する妥当性）は、さらに時間をかけて彫琢することが望まれる。この点は、少なくとも20世紀後半の思想史方法論全般の評価とも関わる重要な論点であるだけでなく、今後のバーク研究の課題を特定するためにも有益である。

しかしながら、これらの点は、著者自身や学界全体が今後取り組むことを期待される課題であり、本論文の学術的価値や貢献を些かも損なうものではない。したがって本論文は博士（経済学）の学位論文として価値あるものと認める。また令和5年12月26日、論文内容とそれに関連した事項について学外調査委員とともに試問を行った結果、合格と認めた。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降